

産業廃棄物の種類

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	事業活動に伴って生じた燃え殻。焼却残灰、炉清掃時の掃出物、重油燃料灰など
	2 汚泥	事業活動に伴って生じた汚泥。紙製汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす等有機性のもの、中和沈殿汚泥、メッキ汚泥、灰ソルト、排煙脱硫石こう、廃白土等無機性のもの
	3 廃油	事業活動に伴って生じた鉱物性及び動・植物性の廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃圧延油、廃溶剤(シンナー、トリクロロエチレン等)、廃ウエスなど
	4 廃酸	事業活動に伴って生じた廃酸。廃硫酸、廃塩酸、アルコール発酵廃液、各種有機廃酸等すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	事業活動に伴って生じた廃アルカリ。廃ソーダ液、金属石けん廃液、脱脂廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	事業活動に伴って生じた廃プラスチック。合成樹脂・合成繊維・合成ゴムくず、廃タイヤ等のすべて廃プラスチック
	7 紙くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷業から排出される紙くず
	8 木くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたものに限る)、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業から排出される木くず(おがくず、木皮含む)
	9 繊維くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣服その他の繊維製造業を除く)から排出される天然繊維くず
	10 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から排出される魚、獣のあら、羽毛、果実の皮、種子、廃菌体 など
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した、獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	12 ゴムくず	天然ゴムのくず
特定の事業活動に伴うもの	13 金属くず	切削くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす、古鉄のスクラップ 等
	14 コンクリートくず ガラス・陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず など
	15 鉱さい	キューポラノロ、アルミノロ、鑄物廃砂 等
	16 がれき類	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、アスファルトくず等工作物の新築、改造又は除去に伴って生じる不用物
	17 動物の糞尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の糞尿
	18 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
	19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじん等で集じん施設により集められたもの、電気集じん機等により捕集されたばいじん など
	20 廃棄物処理法施行令第2条第13号に該当する廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、上記に掲げる廃棄物又は法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの